

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月18日
担当課	消防局救急課

契約業者名・住所	(1) 名称 松戸市立総合医療センター 住所 松戸市千駄堀 993 番地の1 (2) 名称 医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院 住所 松戸市新松戸1丁目 380 番地
工事等の名称	救急救命士気管挿管病院実習
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	病院実習
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	気管挿管病院実習費用 成功1件あたり 10,000 円
工事等の概要	救急救命士が行う気管内チューブを使用した気道確保（気管挿管）が、適切に実施されるために必要な知識・技術の向上を図ることを目的としています。
随意契約の理由	<p>救急救命士の気管挿管病院実習は厚生労働省より、講習や実習内容について通知されており、実習先医療機関についても、厚生労働省が示した「病院（手術室）実習ガイドライン」により、基準が示されています。基準として、まず年間 300 症例程度の全身麻酔例があること、次に地域 MC 協議会が選定した施設で日本麻酔科学会認定専門医が麻酔科の長として勤務していること及び、あらかじめ当該施設長並びに麻酔科の長が実習受け入れを了承していることとされています。</p> <p>当局が所属している東葛飾北部地域救急業務メディカルコントロール協議会（以下、「協議会」という。）では、協議会設置要綱第5条で定める協議事項のうち(2)「救急隊員の病院実習等の調整に関すること。」を実施するため、第6条別表1に定める医療機関と契約を締結することができることと定められています。</p> <p>以上のことから、松戸市立総合医療センター及び新松戸中央総合病院は上記の基準をすべて満たしていることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものです。</p>